

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 2 月 1 日

支出負担行為担当官

門司税関総務部長 浅野 尚一

◎ 調達機関番号 015 ◎ 所在地番号 40

1 調達内容

(1) 品目分類番号 2

(2) 購入等件名及び数量

区分① 門司税関監視艇用燃料油（軽油）の

購入 290,000 リットル

区分② 厳原税関支署監視艇用燃料油（軽油）

の購入 151,000 リットル

区分③ 大分税関支署監視艇用燃料油（軽油）

の購入 188,000 リットル

(3) 購入物品の特質等 仕様書による。

(4) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年
3 月 31 日まで。

(5) 納入場所 仕様書及び入札説明書による。

(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に

記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２ 競争参加資格

（１） 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２） 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３） 平成２８・２９・３０年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売（燃料類）」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級のいずれかの等級に格付けされ、中国又は九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有し

ていない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載され、当該等級に格付けされた者であること。

(4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく石油製品販売業の届け出をしている者であること。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先

〒801-8511 北九州市門司区西海岸1丁目3番
10号 門司税関総務部会計課営繕係 落合 拓
人 電話 050-3530-8324

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

イ 場 所

区 分 ① 前 記 3 (1) と 同 じ 。

区 分 ② 前 記 区 分 ① 及 び 〒 8 1 7 - 0 0 1 6 長 崎 県

対 馬 市 厳 原 町 東 里 3 4 1 番 4 2 号

厳 原 税 関 支 署

電 話 0 9 2 0 - 5 2 - 1 1 1 2

区 分 ③ 前 記 区 分 ① 及 び 〒 8 7 0 - 0 1 0 7 大 分 県

大 分 市 大 字 海 原 字 地 浜 9 1 6 番 5 号

大 分 税 関 支 署 管 理 課

電 話 0 9 7 - 5 2 1 - 2 6 9 1

ロ 方 法

随 時 交 付 す る 。

(3) 入 札 書 の 受 領 期 限

平 成 3 0 年 3 月 2 7 日 1 7 時 1 5 分

(4) 開 札 の 日 時 及 び 場 所 上 記 1 (2) の 件 名 ご と

に 次 の と お り と す る 。

区 分 ① 平 成 3 0 年 3 月 2 8 日 1 0 時 0 0 分

区 分 ② 平 成 3 0 年 3 月 2 8 日 1 1 時 0 0 分

区 分 ③ 平 成 3 0 年 3 月 2 8 日 1 3 時 3 0 分

門 司 港 湾 合 同 庁 舎 5 階 第 3 共 用 会 議 室

(5) (3) 及び(4)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

4 電子調達システムの利用

本件は、府省共通電子調達システムを利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。但し、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所 「競争参加者の資格に関する公示」(平成29年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所のとおり。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shoichi Asano, Director of the Coordination Division Moji Customs.
- (2) Classification of the products to be procured : 2
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - (a) : Light Oil for Moji Customs Headquarters Patrol boat, 290,000 liter.
 - (b) : Light Oil for Izuhara Branch Customs Patrol boat, 151,000 liter.
 - (c) : Light Oil for Oita Branch Customs Patrol boat, 188,000 liter.
- (4) Delivery period : From 1 April 2018 through 31 March 2019
- (5) Delivery place : As in the tender documentation.
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for

participating in the proposed tender are those
who shall :

① Not come under Article 70 of the Cabinet
Order concerning the Budget, Auditing and
Accounting. Furthermore, minors, Person
under Conservatorship or Person under Ass-
istance that obtained the consent necessary
for concluding a contract may be applicable
under cases of special reasons within the
said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet
Order concerning the Budget, Auditing and
Accounting.

③ Have Grade
“ A ” , “ B ” or “ C ”
in the Selling (Fuels) in terms of the
qualification for participating in tenders
by the Chugoku or Kyushu • Okinawa area
related to the Ministry of Finance in the
fiscal years 2016, 2017 and 2018. (Single

qualification for every ministry and agency)

④ Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity) .

⑤ A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.

⑥ Have registered with the relevant authorities, in accordance with the Oil Stockpiling Law (Law No.27) to initiate business of selling Petroleum Products.

(7) Time-limit for tender : 5:15 p.m. 27 March 2018

(8) Contact point for the notice : A reference is as follows for every matter of the abovementioned 6 (3) .

(a): Takuto Ochiai, Accounting Division, Moji
Customs, 1-3-10, Nishikaigan, Moji-ku, Kita-
kyushu-shi, 801-8511 Japan, TEL 050-3530-8324.

(b): Above-mentioned “ (a) ” or Izuhara Branch
Customs, 341-42 Higashisato Izuhara-cho Tsush-
ima-shi Nagasaki 817-0016 Japan.

TEL 0920-52-1112

(c): Above-mentioned “ (a) ” or Control Sect
ion, Oita Branch Customs, 916-5 Aza Chihama,
Oaza Kaiwara, Oita-shi, Oita 870-0107 Japan.

TEL 097-521-2691